



基本理念と基本方針

【基本理念】食品の安全性と食品に対する信頼性確保、県民誰もが安心できる食生活の実現

- 【基本方針】
- 1 生産から販売に至る各段階における食品の安全性の確保
 - 2 食品を介した県民への健康被害の拡大防止
 - 3 食品に対する県民の信頼確保

現状

- 1 食の安全安心を揺るがす事件・事故の発生
 - ・腸管出血性大腸菌(O157)、ノロウイルス等による広域的な食中毒の発生
 - ・自然毒（有毒植物、フグ）による死亡者を伴う食中毒事件が散発
 - ・食品表示の偽装、異物の混入など、食品等事業者のコンプライアンス欠如
- 2 食品衛生法の一部改正(R3.6.1施行)
 - ・HACCPに沿った衛生管理の制度化
 - ・食品等のリコール情報報告の制度化
 - ・営業許可制度の見直しと届出制度の創設
- 3 食に関する情報の氾濫
 - ・科学的根拠に乏しい情報

重点課題

- 1 食品等事業者のHACCPによる自主衛生管理の推進
 - ・行政、団体、事業者が協働した取組の推進
 - ・学校給食施設における自主的な衛生管理の推進
- 2 食品等事業者のコンプライアンスの徹底
 - ・食品表示等の監視指導の徹底
- 3 健康危機管理体制の充実・強化
 - ・大量調理施設等への重点的な食中毒防止対策の指導
 - ・生産段階における衛生管理の向上や監視体制の整備
- 4 県民、事業者、行政のリスクコミュニケーションの推進
 - ・不安を解消するため相談窓口体制の維持
 - ・食品に関する魅力ある事業の実施
 - ・食の安全に関する正しい知識と実践

第3次計画（H29～R3）の取組実績

第3次計画期間が終了し、16の指標のうち12項目(①③④⑤⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑯)が目標を達成し、1項目(⑮)が概ね目標を達成したが、3項目については未達成であった(②⑥⑦)。

② 環境創造型農業の生産面積については、新たに環境創造型農業に取り組む生産者はいるものの、高齢化等によって、主に水稲栽培で生産者が減っているため、面積が伸び悩み、目標を達成できなかった。

⑥ 食品等営業施設への監視回数については、R2までの3年間は目標を達成していたが、R3は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、監視業務を縮小せざるを得ない状況となったため、目標を達成できなかった。同感染症の法的位置付けや拡大状況によっては、今後も同様の状況が継続することも想定される。

⑦ 食品検査実施検体数については、H29～R1は目標を達成したが、R2はコロナの影響により未達成(88%)、R3は6/1付けで厚生労働省が定める衛生規範が廃止されたことに伴い、計画を見直して検査数を減らしたため、年度当初の目標は未達成となった。

■ 網掛けは目標値達成

指標	R3 末目標値	R3 末実績
①生産段階における残留農薬検査の年間違反件数	0件	0件
②環境創造型農業の生産面積(※R元年度から定義が変更)	21,200ha	20,198ha
③飼料中の残留抗菌性物質検査の年間違反件数	0件	0件
④養殖業者への水産用医薬品の適正使用に関する指導率(年間)	100%	100%
⑤食肉センター及び大規模食鳥処理場におけるHACCP導入率	100%(11件)	100%(11件)
⑥食品衛生監視指導計画に基づく年間目標監視回数の達成率	100%	91.6%
⑦年間目標食品検査実施検体数の達成率	100%	84.0%
⑧県版HACCP認定及び国HACCP承認件数(※累計)	110件	126件
⑨食品衛生責任者養成講習会の受講者数(H9年度からの累計)	56,000名	57,182名
⑩学校給食を原因とする食中毒の年間事件数	0件	0件
⑪大量調理施設を原因とする食中毒の年間事件数(学校給食を除く)	0件	0件
⑫家庭における自然毒による食中毒の年間事件数	0件	0件
⑬農林水産物の安全性確保に資する開発技術数(H27年度以降の累計)	38件	38件
⑭食品中の農薬等の一斉分析可能成分数	730成分	730成分
⑮兵庫県認証食品の県内流通割合(生鮮)	41%	40.7%
⑯食品表示法に違反した事業者への指示又は命令の年間件数	0件	0件

※ 累計：認定・承認後の廃業施設等の件数を含む

令和4年度の主な取組

柱1：食品の安全性の確保



- 1 安全安心な農畜水産物の生産推進【生活衛生課、畜産課、農業改良課、農産園芸課】
 - ・農薬による事故防止や農薬の安全かつ適正使用を推進するため農薬管理指導士を育成
 - ・産地や農産物への信頼性の確保や事故防止のため、適正な農場管理の確立とともに農業経営の向上につなげる「GAP」を普及啓発
 - ・農場への飼養衛生管理基準に係る指導、家畜伝染病(鳥インフルエンザ、豚熱等)の発生予防及びまん延防止
 - ・貝毒による食中毒被害防止のため、原因プランクトンの調査、貝毒検査の実施、監視体制の強化及び速やかな情報発信を実施
 - ・**新** と畜検査員及び食鳥検査員によるHACCPに沿った衛生管理の検証
- 2 食品営業施設への監視・指導の徹底【生活衛生課】
 - ・「兵庫県食品衛生監視指導計画」に基づいた効率的・効果的な監視指導の実施
 - ・**新** 大量調理及び集団給食施設の監視
- 3 食品の適正表示に関する監視・指導の徹底
 - 【流通戦略課、健康増進課、生活衛生課、感染症対策課、体育保健課、生活安全課、薬務課】
 - ・食品関連事業者への食品表示法に基づく監視指導の強化
 - ・**新** 食物アレルギー対策の推進



柱2：食品を介した健康被害の拡大防止



- 1 健康危機管理体制の充実・強化【生活衛生課】
 - ・**拡** 「広域連携協議会」を活用した健康危機管理情報の迅速な把握
- 2 農畜水産物の生産及び卸売段階へトレーサビリティの導入促進【農産園芸課、畜産課、水産漁港課、流通戦略課】
 - ・農業、畜産業、漁業など業種別の「食品トレーサビリティ実践マニュアル」を活用した研修会の開催
- 3 食の安全安心に関する情報発信の充実・強化【生活衛生課】
 - ・健康危機管理事案発生時の迅速かつ正確な情報の発信
 - ・アンケート等を活用した県民の食の安全安心に係る関心の把握とホームページ等を通じた効果的な情報発信

柱3：食への信頼確保



- 1 リスクコミュニケーションの普及推進【生活衛生課、生活安全課、健康増進課】
 - ・商品やサービスなど消費生活全般に関する相談に対応
 - ・食の安全安心に係る講習会の開催や広報媒体を活用した情報発信
 - ・手洗い教室などの体験型教室による、子どもへの衛生思想と習慣の定着
 - ・各年代別に適した子ども向け普及啓発事業の展開



幼児期～小学校低学年

・手洗いの大切さ

小学校中～高学年

・お肉が食卓に届くまで
・安全にお肉を食べる

中学生～高校生

・食中毒予防への理解を深める
(生食リスク等)

2 ひょうご食品認証制度の推進【流通戦略課】

- ・効果的なPR活動や商談会の実施、認証食品の販売コーナーの設置など
- ・認証食品の生産・流通・消費の拡大の推進
- ・まとめサイト「御食国ひょうご」による販路開拓、ロゴマークを活かしたPR



「食の安全安心推進計画(第4次)(令和4~8年度)」の概要 ~食の安全安心で元気なひょうご~

第1章 推進計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

食の安全安心に関する施策を総合的・計画的に推進するため、中期的な施策及びその目標を明らかにするSDGsへの貢献を見据えた取り組みを推進する

2 計画策定に当たっての基本的認識

- ・食品にはリスクが存在する
- ・安全と安心の距離を近づける

3 計画の位置づけ

「食の安全安心と食育に関する条例」第6条の規定に基づき定める計画

4 計画の期間

5年間(令和4~8年度)

5 計画の推進体制

- 県、事業者及び県民が、それぞれの立場で責務・役割を果たし、施策を効果的に推進
- ・県の責務:食の安全安心推進本部を中心に、食の安全安心と食育審議会の意見を踏まえ施策を推進
食の安全安心に資する人材の育成
- ・事業者の責務:食の安全安心に取り組み、積極的に推進
- ・県民の役割:食の安全安心の理解に努め、自ら行動

6 計画の管理

- ・計画の策定・公表
- ・計画に基づく施策の実施状況の評価・検証・公表

第2章 食を取り巻く現状と課題

1 食の安全安心を揺るがす事件・事故の発生

- ・ノロウイルスや腸管出血性大腸菌(O157)等による大規模食中毒の発生
- ・複数自治体を含む広域的な食中毒の発生
- ・食品表示の偽装

2 食品衛生法等の一部改正 (R3.6.1施行)

- ・HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理の制度化
- ・食品等のリコール情報報告の制度化
- ・営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設

3 食品表示法の一部改正 (R4.4.1施行)

- ・原則として全ての加工食品に原料原産地表示の義務化

4 食に関する情報の氾濫

- ・インターネット及びSNS等の普及による科学的根拠に乏しい情報等の氾濫
- ・県民自ら食に対して適切に判断できる力を養成する機会の提供

5 食品ロス削減の動向

- ・食品ロスへの関心が高まる中、削減に向けて食品衛生の観点から正しい知識の啓発と安全性確保の取組みを支援

6 県民モニターアンケート結果

- ・食品の安全性について「安全安心、どちらかという安全安心と思う」合わせた割合は約8割
- ・県に求める情報発信は「法令違反内容の公開」、「食の安全安心に関する情報提供」など

7 第3次計画の取組状況

- ・3本の柱に基づき16施策、47の個別事業を展開し、16指標の目標値については概ね達成に向けて順調に取組中

重点課題

- ① 食品等事業者のHACCPによる自主衛生管理の推進
- ② 食品等事業者のコンプライアンスの徹底
- ③ 健康危機管理体制の充実・強化
- ④ 県民、事業者、行政のリスクコミュニケーションの推進

第3章 推進計画の基本方針

条例の基本理念を踏まえ、重点課題に対応するため3本の施策の柱を設定し、施策の展開により、食を取り巻く課題の解決を図り、県民誰もが安心できる食生活の実現を目指す

食育推進計画と一体的な取り組みにより、豊かで活力ある社会を実現し、元気なひょうごの創造に寄与する

施策の柱

- 【柱1】食品の安全性の確保
- 【柱2】食品を介した健康被害の拡大防止
- 【柱3】食への信頼確保

第4章 施策展開

【柱1】食品の安全性の確保

《《《生産段階での農畜水産物の安全性確保》》》》

1 安全安心な農産物の生産の推進

- (1) 農業の適正使用の推進
- (2) 農業等検査の充実
- (3) GAPの取組推進
- (4) 安全で良質な農産物の生産

2 安全安心な畜産物の生産の推進

- (1) 畜産物の安全性の確保
- (2) 家畜防疫体制の強化

3 安全安心な水産物の生産の推進

- (1) 養殖魚介類の安全性の確保
- (2) 貝毒検査の実施

《《《製造から販売段階での食品の安全性確保》》》》

【拡】4 食肉の安全性確保の推進

- (1) 食肉衛生検査による食用不適肉の排除
- (2) 食肉センター及び大規模食鳥処理場のHACCPに基づく衛生管理実施状況の検証

5 食品営業施設等への監視・指導の徹底

- (1) 食品営業施設等への監視指導の実施
- (2) 各種一斉取締による集中監視の実施

【拡】6 食品の適正表示に関する監視・指導の徹底

- (1) 食品表示法に基づく適正表示の推進
- (2) 食品表示法に基づく監視指導の強化
- (3) 食物アレルギー対策の推進
- (4) 虚偽誇大表示や無承認無許可医薬品の取締り強化

7 食品検査の充実・強化

- (1) 検査体制の充実
- (2) 流通食品等の取去検査の実施
- (3) 食品検査の信頼性確保

【拡】8 HACCPに沿った衛生管理の推進

- (1) (一社)兵庫県食品衛生協会等との連携の促進
- (2) HACCPに沿った衛生管理の導入・定着の推進
- (3) 食品衛生責任者及びHACCPリーダー育成の推進
- (4) HACCPの認知度向上の推進
- (5) 卸売市場における品質管理の高度化促進
- (6) 学校給食施設での自主的な衛生管理体制の促進

《《《総合的な食品の安全性確保》》》》

9 食中毒の未然防止対策の推進

- (1) 食品営業施設等への監視・指導の徹底(再掲)
- (2) 食品検査の充実・強化(再掲)
- (3) HACCPに沿った衛生管理の推進(再掲)
- (4) 食の安全安心に関する情報発信の充実・強化(再掲)
- (5) リスクコミュニケーションの普及推進(再掲)

10 食の安全に資する研究の推進

- (1) 農林水産物の安全性確保に資する試験研究の推進
- (2) 流通食品の安全に資する調査研究の推進

【柱2】食品を介した健康被害の拡大防止

【拡】11 健康危機管理体制の充実・強化

- (1) 国及び関係自治体との連携体制の充実・強化
- (2) 健康危機ホットラインによる迅速な情報察知
- (3) 健康危機管理事案発生時の迅速な対応

12 トレーサビリティの導入促進

- (1) 大規模食品製造施設への高度なトレーサビリティの導入
- (2) 農畜水産物の生産及び卸売段階への導入

13 食の安全安心に関する情報発信の充実・強化

- (1) 健康危機管理事案発生時の迅速な情報発信
- (2) 各種広報媒体の活用による効果的な情報発信

【柱3】食への信頼確保

14 ひょうご食品認証制度の推進

- (1) 兵庫県認証食品の生産拡大の支援
- (2) 兵庫県認証食品の流通拡大の推進

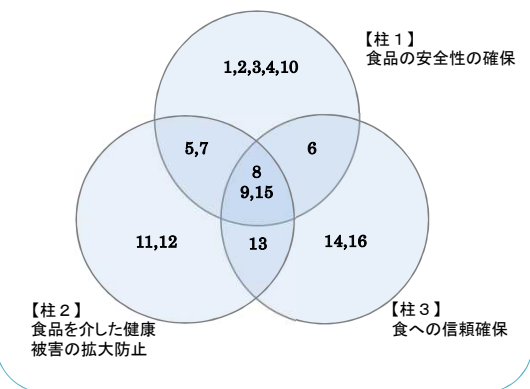
【拡】15 リスクコミュニケーションの普及推進

- (1) 食の安全安心に関する相談体制の整備
- (2) 子ども向け食の安全安心啓発事業の推進
- (3) 県民・事業者・行政相互の意見交換の推進
- (4) 食品の安全に関する食育の推進

16 食の安全安心と食育審議会の開催

- (1) 審議会による計画の評価・検証
- (2) 専門部会による専門分野の協議

【施策展開のイメージ】



食の安全安心推進計画(第4次)の指標と目標値

施策 No	指標名(16指標)	R2年度 現状 (基準 ^{※1})	R8年度 目標
1	① 農業管理指導士の有効認定者数(累計)	1,704人	1,820人
	② 環境創造型農業の生産面積(累計)	20,182ha	23,160ha
2	③ 飼料中の残留抗菌性物質検査の年間違反件数	0件	0件
3	④ 養殖業者への水産用医薬品の適正使用に関する年間指導率	100%	100%
4	⑤ 食肉センター及び大規模食鳥処理場におけるHACCPIに基づく衛生管理実施状況の検証(年間細菌検査回数)	32回	132回
5	⑥ 食品衛生監視指導計画に基づく年間目標監視回数の達成率	114.1%	100% 以上
	⑦ 食品衛生監視指導計画に基づく大量調理及び集団給食施設(学校、病院、福祉施設)の年間目標監視回数の達成率	60%	100% 以上
6	⑧ 食品表示法に違反した事業者への指示又は命令の年間件数	0件	0件
7	⑨ 年間目標食品検査実施検体数の達成率	88%	100%
8	⑩ 食品衛生責任者養成講習会の受講者数(平成9年度以降の累計)	54,124人	64,000人
	⑪ 食品等事業者に対する食品衛生講習会の年間受講者数	(基準) 8,239人 ^{※2}	9,000人 以上
9	⑫ 食中毒の年間事件数	(基準) 19.6件 ^{※3}	15件 以下
10	⑬ 農林水産物の安全性確保に資する開発技術数(平成27年度以降の累計)	30件	62件
	⑭ 食品等の高感度分析法の開発件数(令和4年度以降の累計)	0件	10件
14	⑮ 兵庫県認証食品認証数(累計)	2,246品目	2,320品目
15	⑯ 県民に対する講習会等の年間参加者数	(基準) 4,035人 ^{※4}	4,500人 以上

※1 指標①、⑫、⑯の令和2年度現状は、新型コロナウイルス感染症の影響により極端に少数となったため基準を設定した

※2 平成27年度～令和2年度までの平均受講者数 ※3 平成18年度～令和2年度までの平均食中毒事件数

※4 平成27年度～令和2年度までの平均参加者数